

長建協発第576号  
平成28年3月29日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

#### 長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

長崎県建設工事標準請負契約書（平成22年12月3日長崎県告示第986号）につきまして、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）の一部改正が平成28年3月8日に告示（財務省告示第58号）され、平成28年4月1日から遅延利息が現行の年2.9%から年2.8%になることに伴い、関係条文が改められました。

つきましては、標記について、別添のとおり長崎県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、平成28年4月1日以後に契約締結する建設工事から施行されますことと、平成28年3月31日以前に締結した契約及び当該契約の同日以後に締結される変更契約については、従前の例によることとなっております旨、申し添えます。